

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の一部改正について

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 7年 2月19日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の一部を改正する条例

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「条例は」の次に「、何人も、障害者に対して、障害を理由とする差別をしてはならないという認識の下」を、「、市」の次に「、市職員」を加える。

第 2条第 1号中「身体障害」の次に「（視覚障害、聴覚障害及び肢体不自由等をいう。）」を、「発達障害」の次に「及び高次脳機能障害」を加え、同条に次の 2号を加える。

(6) 事業者 市内で社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に係る事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。ただし、国、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第 2条第 5号に規定する独立行政法人等、地方公共団体及び同条第

6号に規定する地方独立行政法人を除く。

(7) 意識のバリアフリー行動 周囲の人からの心ない言葉、偏見、差別、無関心など、障害者に対する意識の障壁を除去するため、誰もが障害及び障害者に関する理解を深めるとともに、障害者の立場に立って考え、必要な行動をとることをいう。

第 3条第 3号中「利用のための手段」の次に「（高度情報通信ネットワークを利用し、及び情報通信技術を活用するものを含む。）」を加え、「機会が確保される」を「機会が確保され、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができる」に改める。

第 4条の見出し中「市」の次に「及び市職員」を加え、同条第 1項中「のっとり」の次に「、障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）の参画の下」を加え、同条中第 2項を第 5項とし、第 1項の次に次の 3項を加える。

2 市は、法第10条第 1項に規定する地方公共団体等職員対応要領として、名古屋市職員対応要領（以下「対応要領」という。）を定め、市職員が適切な対応をすることができるよう、研修等を通じて周知するものとする。

3 市職員は、対応要領を遵守し、率先して意識のバリアフリー行動を実践するものとする。

4 市は、障害を理由とする差別の解消に関する施策を効率的かつ効果的に実施することができるよう、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するものとする。

第 5条第 2項及び第 6条第 2項中「協力する」の次に「とともに、積極的に意識のバリアフリー行動を実践するよう努める」を加える。

第 7条に次の 1項を加える。

2 市は、事業者による前項の環境の整備を支援するために必要な施策を実施するものとする。

第 9条に次の 1項を加える。

3 合理的配慮の提供に当たっては、障害者が置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための方法について、当該障害者の意向を尊重しつつ、市

及び事業者の事務又は事業への影響の程度、費用又は負担の程度、事務又は事業の規模、財政又は財務の状況及び当該方法が実現する可能性の程度も考慮するとともに、代替措置の選択も含め、市及び事業者並びに障害者の双方の建設的な対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応するものとする。

第12条を次のように改める。

(事業者における適切な対応)

第12条 事業者(市の経営する地方公営企業を含む。)は、法第11条第1項に規定する対応指針の対象となる事業を行うに当たっては、当該対応指針に即して、適切な対応に努めるものとする。

第13条第1項中「相談窓口」の次に「(区役所、区役所支所、保健センター及び障害者基幹相談支援センター(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センターであって市が設置するものをいう。))に設置された差別相談に対応する窓口をいう。次項及び第3項において同じ。)」を加え、同条第2項中「障害者及びその家族その他の関係者(以下「障害者等」という。))」を「障害者等」に改め、同条第4項中「事業者」を「市又は事業者(以下「事業者等」という。))」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 市は、差別相談に的確に対応するために必要な人材を育成するものとする。

第15条第1項中「障害者等は」の次に「、事業者等を相手方とする差別相談に係る事案について」を加え、「差別相談に係る事案が」を削る。

第18条中「事業者」を「事業者等」に改める。

第19条第1項第1号中「前条各号」を「同条各号」に改め、同項第2号及び第3号中「事業者」を「事業者等」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定による求めがあった場合における同条各号に掲げる者が市であるときは、同項の措置を講ずるよう勧告するものとする。この場合において、勧告を行わないときは、市長はその理由を公表するものとする。

第20条中「市は」の次に「、市職員」を加え、同条に次の1項を加える。

2 市は、市全体であいサポート運動(障害の有無にかかわらず、全ての人が互いに人格及び個性を尊重し支え合いながら暮らすことのできる社会を目指す運動をいう。)を推進するものとする。

第23条中「手話」の次に「、筆談」を、「文字表示」の次に「、代読、代筆」を、「補助」の次に「、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用」を加える。

第25条中「名古屋市障害者差別解消支援会議」の次に「(以下「支援会議」という。))」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(調査研究等)

第25条の2 市は、差別相談の事例の分析を行うとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に当たり必要な事項に関する調査研究及び情報収集を行い、支援会議を通じて当該調査研究の成果及びその情報を共有するものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、障害を理由とする差別の解消をより推進するため、規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 ^(改正案)
現 行

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解
消推進条例(抜すい)

(目的)

第 1 条 この条例は、何人も、障害者に対して、障害を理由とする差別をしてはならないという認識の下、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市職員、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するための基本となる事項を定めることにより、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 身体障害(視覚障害、聴覚障害及び肢体不自由等をいう。)、知的障害、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)、難病(治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病をいう。)等を原因とする障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) } (略)
(5) }

(6) 事業者 市内で社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に係る事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。ただし、国、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。) 第 2 条 第 5 号に規定する独立行政法人等、地方公共団体及び同条第 6 号に規定する地方独立行政法人を除く。

(7) 意識のバリアフリー行動 周囲の人からの心ない言葉、偏見、差別、無関心など、障害者に対する意識の障壁を除去するため、誰もが障害及び障害者に関する理解を深めるとともに、障害者の立場に立って考え、必要な行動をとることをいう。

(基本理念)

第 3 条 障害を理由とする差別の解消の推進は、障害の有無にかかわらず、誰もが等しく基本的人権を生まれながらにして有する個人として尊重され、地域で自立した生活を営む権利が保障されることを前提として、次に掲げる基本理念に基づき行う。

(1) } (略)
(2) }

(3) 全ての障害者が、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段及び情報の取得又は利用のための手段(高度情報通信ネットワークを利用し、及び情報通信技術を活用するものを含む。)についての選択の機会が確保され、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができる^ととともに、意思を決定することが困難な障害者に対する支援が確保されること。

(4)
5 } (略)
(7)

(市及び市職員の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）の参画の下、障害及び障害者に関する理解の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、法第10条第1項に規定する地方公共団体等職員対応要領として、名古屋市職員対応要領（以下「対応要領」という。）を定め、市職員が適切な対応をすることができるよう、研修等を通じて周知するものとする。

3 市職員は、対応要領を遵守し、率先して意識のバリアフリー行動を実践するものとする。

4 市は、障害を理由とする差別の解消に関する施策を効率的かつ効果的に実施することができるよう、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するものとする。

$\frac{5}{2}$ (略)

(事業者の責務)

第5条 (略)

2 事業者は、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するとともに、積極的に意識のバリアフリー行動を実践するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 (略)

2 市民は、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するとともに、積極的に意識のバリアフリー行動を実践するよう努めるものとする。

(事前的改善措置)

第7条 (略)

2 市は、事業者による前項の環境の整備を支援するために必要な施策を実施するものとする。

(市及び事業者が行う合理的配慮の提供)

第9条 (略)

2 (略)

3 合理的配慮の提供に当たっては、障害者が置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための方法について、当該障害者の意向を尊重しつつ、市及び事業者の事務又は事業への影響の程度、費用又は負担の程度、事務又は事業の規模、財政又は財務の状況及び当該方法が実現する可能性の程度も考慮するとともに、代替措置の選択も含め、市及び事業者並びに障害者の双方の建設的な対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応するものとする。

(事業者における適切な対応)

第12条 事業者（市の経営する地方公営企業を含む。）は、法第11条第1項にその

規定する対応指針の対象となる事業を行うに当たっては、当該障害を理由とする

差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）

第11条第1項に規定する対応指針に即して、適切な対応に努めるものとする。

(相談)

第13条 市は、障害を理由とする差別に関する相談（以下「差別相談」という。）に的確に対応するため、法第14条の規定に基づき、名古屋市障害者差別相談センター（以下「差別相談センター」という。）及び地域の相談窓口（区役所、区役所支所、保健センター及び障害者基幹相談支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センターであって市が設置するものをいう。）に設置された差別相談に対応する窓口をいう。次項及び第3項において同じ。））を設置する。

2 障害者等
障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）又は事業者は、差別相談センター又は地域の相談窓口に対し、差別相談を行うことができる。

3 (略)

4 差別相談の相手方となる市又は事業者（以下「事業者等」という。）は、事業者障害者等が差別相談を行ったことを理由として、事業の利用を禁止し、又は制限し、その他不利益な扱いをしてはならない。

5 市は、差別相談に的確に対応するために必要な人材を育成するものとする。

$\frac{6}{5}$ (略)

(助言又はあっせんの申立て)

第15条 障害者等は、事業者等を相手方とする差別相談に係る事案について、差別相談センターが調整を行ってもなお差別相談に係る事案が解決しないときは、市長に対し、必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることが

できる。ただし、当該申立てをすることが当該障害者の意思に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。

2 (略)

(措置の求め)

第18条 委員会は、差別相談に係る事案の解決を図るため、市長に対して、次の各号のいずれかに該当する者に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(1) 正当な理由なく、あっせん案を受諾しない事業者^等又は受諾したあっせん案に従わない事業者^等

(2) 正当な理由なく、前条第3項の調査を拒んだ障害者等又は事業者^等

(3) 前条第3項の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者^等

(勧告等)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、必要があると認めるときは、差別相談に係る事案の解決に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条の規定による求めがあった場合における^{同条}_{前条}各号に掲げる者

(2) 正当な理由なく、第16条第1項本文の調査を拒んだ障害者等又は事業者^等

(3) 第16条第1項本文の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者^等

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定による求めがあった場合における同条各号に掲げる者が市であるときは、同項の措置を講ずるよう勧告するものとする。この場合において、勧告を行わないときは、市長はその理由を公表

するものとする。

3
2 市長は、前2項
前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、あらかじめその者に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。

(啓発等)

第20条 市は、市職員、事業者及び市民の障害及び障害者に対する理解と関心を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うとともに、障害の有無にかかわらず、全ての人が相互理解を深めることができる機会及び情報の提供を行うものとする。

2 市は、市全体であいサポート運動（障害の有無にかかわらず、全ての人が互いに人格及び個性を尊重し支え合いながら暮らすことのできる社会を目指す運動をいう。）を推進するものとする。

(意思疎通手段の利用の促進)

第23条 市は、手話、筆談、点字、音声、文字表示、代読、代筆、わかりやすい表現、絵図の提示、情報支援機器（情報の取得及び意思疎通を容易にするための機器をいう。）その他の意思疎通手段（意思疎通手段を利用するときの補助、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を含む。）

であって障害の特性に応じたものの利用の促進を図るものとする。

(名古屋市障害者差別解消支援会議)

第25条 市は、地域における障害を理由とする差別の解消の推進について情報を共有し、その取組を効果的かつ円滑に行うため、法第17条第1項の規定に基づき、名古屋市障害者差別解消支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

(調査研究等)

第25条の2 市は、差別相談の事例の分析を行うとともに、障害を理由とする

差別の解消の推進に当たり必要な事項に関する調査研究及び情報収集を行い、

支援会議を通じて当該調査研究の成果及びその情報を共有するものとする。

(参考 2)

参 照 条 文

1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
抜すい

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) } (略)
(4) }

(5) 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

(6) 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（同法第21条第3号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

(7) (略)

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 } (略)
5 }

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）抜すい

(基幹相談支援センター)

第77条の2 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とする施設とする。

(1) 前条第1項第3号及び第4号に掲げる事業

(2) 身体障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号、知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項に規定する業務

(3) 地域における相談支援又は児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に従事する者に対し、これらの者が行う一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業又は同項に規定する障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務

(4) 第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務

2 } (略)
7 }